

審議案件 第1号

契約方法	一般競争入札
業 種	水道施設工事
件 名	西野ほか配水管布設工事
工事場所	堺市東区西野ほか
概 要	配水管布設工 φ50－150 配水用ポリエチレン管 L＝367.26m 配水管布設工 φ75－200 ダクタイル鋳鉄管 L＝55.06m 配水管撤去工 φ50－200 L＝430.83m 仮配管布設工 φ50 L＝28m 仮配管布設・撤去工 φ50 L＝84.2m 給水管接合替工 φ20－75 30か所 その他附帯工 一式
工事担当課	水道建設課
施工方式	単体企業
入札方法	電子入札
入札参加資格	・堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格を有している。 ・申請締切日から開札日までの間、入札参加停止等を受けていない。 ・事後審査書類の提出日において有効な経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において、水道施設工事の総合評定値（P）の通知を受けている。 ・水道施設工事を希望業種とするAランクの市内業者で、特定建設業許可又は一般建設業許可を有している。 ・水道施設工事業に対応する監理技術者又は主任技術者を常駐・専任配置できる。 ・給水装置工事主任技術者の資格を有する者を雇用している。
開 札 日	令和6年9月2日
業 者 数	48 者
開札結果	別紙のとおり
契約の相手方	真弓興業株式会社
契 約 日	令和6年9月19日
履行期間	令和6年9月19日から令和7年4月30日まで
契約金額	80,339,600 円（税込み） 73,036,000 円（税抜き）
予定価格	88,739,200 円（税込み） 80,672,000 円（税抜き）
最低制限価格	80,339,600 円（税込み） 73,036,000 円（税抜き）
落 札 率	90.53%
備 考	

開 札 票

5061000171

件 名	西野ほか配水管布設工事				
開札日時	令和 6 年 9 月 2 日 午前 9 時 30 分				
予定価格	¥80,672,000 (税抜き)				
最低制限価格	¥73,036,000 (税抜き)				
No.	業 者 名	所在地区分	入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	摘 要
1	株式会社アヴァンス	市内	¥73,034,000	90.53%	無効
2	和興設備株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
3	橘建設株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
4	常勝開発株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
5	アイワ興業株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
6	高野工業株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
7	村上水道株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
8	阪堺設備工業株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
9	三井設備工業株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
10	株式会社阪口設備工業	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
11	株式会社国正建設	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
12	株式会社南堺水道設備	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
13	株式会社共栄設備	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
14	株式会社ジンユウ	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
15	株式会社マツモト工業	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
16	関西グランドテック株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
17	株式会社ユニオンテック	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
18	二京建設株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
19	金岡住建株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
20	クリエイティブワークス株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
21	株式会社フレックス	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
22	株式会社和田設備工業	市内	¥73,035,000	90.53%	無効

No.	業 者 名	所在地区分	入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	摘 要
23	江川水道株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
24	株式会社ナガノ	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
25	株式会社アバンテック	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
26	株式会社サンショウ	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
27	株式会社藤原水道	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
28	ダイユウ土木	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
29	株式会社土商	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
30	小池設備	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
31	有限会社小谷設備工業	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
32	工和工業株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
33	株式会社勇匠	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
34	照建株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
35	中辻設備	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
36	株式会社初芝水道企画	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
37	美佐紀興業株式会社	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
38	株式会社インブルーブ	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
39	株式会社シンセイ設備	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
40	株式会社リブラ	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
41	株式会社大晃	市内	¥73,035,000	90.53%	無効
42	株式会社松尾組	市内	¥73,036,000	90.53%	
43	真弓興業株式会社	市内	¥73,036,000	90.53%	落札
44	株式会社ダイニ工業	市内	¥73,036,000	90.53%	
45	末田建設株式会社	市内	¥73,036,000	90.53%	
46	株式会社ケイテックス	市内	¥73,036,000	90.53%	
47	澤野興業株式会社	市内	¥73,720,000	91.38%	
48	祐世建設株式会社	市内			辞退

審議案件 第2号

契約方法	一般競争入札
業 種	電気通信工事
件 名	三宝水再生センター遠隔監視設備工事
工事場所	堺市堺区松屋大和川通4丁147番地1
概 要	電気通信工事 一式 (データサーバ装置の機能増設)
工事担当課	下水道施設課
施工方式	単体企業又は共同企業体
入札方法	電子入札
入札参加資格	・ 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格を有している。 ・ 申請締切日から開札日までの間、入札参加停止等を受けていない。 ・ 事後審査書類の提出日において有効な経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において、電気通信工事の総合評定値（P）の通知を受けている。 ・ その他工事を希望業種とする市内業者、準市業者又は市外業者で、特定建設業許可又は一般建設業許可を有している。 ・ 電気通信工事業に対応する監理技術者又は主任技術者を常駐・専任配置できる。 ・ 国、地方公共団体その他公共機関等から発注され、平成21年4月1日から入札参加資格審査申請締切日現在までの間に完成した次に掲げる工事の施工実績を元請として有すること。 下水道施設、水道施設、河川施設又は湛水防除施設における、監視制御設備の新設又は更新工事
開 札 日	令和6年9月3日
業 者 数	4 者
開札結果	別紙のとおり
契約の相手方	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
契 約 日	令和6年9月30日
工 期	令和6年9月30日から令和7年3月18日まで
契約金額	9,240,000 円（税込み） 8,400,000 円（税抜き）
予定価格	9,247,700 円（税込み） 8,407,000 円（税抜き）
最低制限価格	8,692,200 円（税込み） 7,902,000 円（税抜き）
落 札 率	99.91%
備 考	

開 札 票

			5061000143		
件 名	三宝水再生センター遠隔監視設備工事				
開札日時	令和 6 年 9 月 3 日 午前 10 時 10 分				
予定価格	¥8,407,000 (税抜き)				
最低制限価格	¥7,902,000 (税抜き)				
No.	業 者 名	所在地区分	入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	摘 要
1	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	市外	¥8,400,000	99.91%	落札
2	木野電設株式会社	市内			辞退
3	株式会社Raing	市内			辞退
4	株式会社晃電社	市内			未提出

審議案件 第3号

契約方法	一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）
業 種	建築設計業務
件 名	動物指導センター改築工事設計業務
履行場所	堺市堺区東雲西町1丁4番地
概 要	動物指導センター改築工事設計業務 鉄骨造地上2階建 延べ面積 約900m ² 既存棟解体 屋外附帯 電気、機械設備工事
工事担当課	建築課
施工方式	単体企業
入札方法	電子入札
入札参加資格	・ 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格を有している。 ・ 申請締切日から開札日までの間、入札参加停止等を受けていない。 ・ 建築設計業務を希望業種とする市内業者、準市業者又は市外業者である。 ・ 一級建築士の資格を有する者を配置できる。
開 札 日	令和6年7月22日
業 者 数	16者
開札結果	別紙のとおり
契約の相手方	株式会社都市環境設計
契 約 日	令和6年8月13日
履行期間	令和6年8月13日から令和7年8月29日まで
契約金額	27,170,000 円（税込み） 24,700,000 円（税抜き）
予定価格	29,162,100 円（税込み） 26,511,000 円（税抜き）
調査基準価格	22,371,800 円（税込み） 20,338,000 円（税抜き）
落 札 率	93.16%
備 考	

開 札 票

5062000095

件 名	動物指導センター改築工事設計業務								
開札日時	令和 6 年 7 月 22 日 午前 10 時 30 分								
予定価格	¥26,511,000 (税抜き)								
調査基準価格	¥20,338,000 (税抜き)								
失格基準価格	¥19,738,000 (税抜き)								
No.	業 者 名	所在地区分	入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	技術 評価点	価格 評価点	評価値	摘 要	
1	株式会社阿波設計事務所堺支店	準市	¥15,600,000	58.84% (1)	35.40 (2)	60.000 (1)	95.400	失格	
2	株式会社都市環境設計	市外	¥24,700,000	93.16% (3)	39.36 (1)	37.894 (3)	77.254	落札	
3	株式会社三弘建築事務所大阪事務所	市外	¥24,100,000	90.90% (2)	31.80 (4)	38.838 (2)	70.638		
4	株式会社壇建築計画事務所	市外	¥39,028,000	147.21% (6)	33.24 (3)	23.982 (6)	57.222	超過	
5	株式会社SDIドタセイイチアトリエ	市外	¥28,651,000	108.07% (5)	18.00 (5)	32.669 (5)	50.669	超過	
6	株式会社浦野設計関西支社	市外	¥25,160,000	94.90% (4)	12.00 (6)	37.201 (4)	49.201		
7	株式会社日匠設計	市外						辞退	
8	株式会社小笠原設計	市外						辞退	
9	株式会社匠建設	市外						辞退	
10	株式会社サン設計事務所	市外						辞退	
11	株式会社創建社ディーアンドアール設計	市外						辞退	
12	新建築設計事業協同組合	市外						辞退	
13	株式会社汎設計	市外						辞退	
14	有限会社ネオジオ	市外						辞退	
15	株式会社日進設備設計	市外						辞退	
16	株式会社タガミデザイン	市外						取消	

総合評価落札方式 技術評価点内訳

件名	動物指導センター改築工事設計業務
開札日	令和6年7月22日

[illegible]

堺市建築設計業務
総合評価落札方式
試行実施ガイドライン
(令和6年度版)

目 次

1 はじめに 1
 (1) 総合評価落札方式とは 1
 (2) 総合評価落札方式の適用対象業務 1
 (3) 落札者の決定方法 2

2 総合評価落札方式のタイプ 2
 (1) 特別簡易型(市区町村向け簡易型) 2
 (2) 簡易型 2

3 各タイプにおける評価項目 3

4 基本となる配点及び評価方法 4

5 実施スケジュール 10

6 情報公開 11
 (1) 入札前 11
 (2) 落札者決定後 11

7 その他の基本的事項 11
 (1) 中立かつ公正な審査・評価の確保 11
 (2) 説明要求等の対応 12
 (3) 評価内容の担保 12

【参考】地方自治法施行令及び地方自治法施行規則＜抜粋＞

1 はじめに

近年、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害への対応強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっております。

また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となっております。

こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、令和元年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が改正されました。

この品確法の改正により、公共工事に関する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を担うことから、調査等についても品確法の対象として位置付けられることとなりました。

品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされており、この品確法の基本理念に則り策定された発注関係事務の運用に関する指針において、工事及び調査等における「総合評価落札方式」の適用が示されています。

本市においては、これら品確法等の趣旨に鑑み、従前から本格実施している工事に加え、令和2年度から、建築設計業務についても総合評価落札方式を試行実施することといたしました。

本試行実施ガイドラインは、令和6年度の本市における総合評価落札方式（建築設計業務）に関する基本的事項を示すものです。

（１）総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、発注者が入札参加者に履行能力等についての技術資料の提出を求め、入札参加者の技術的能力を適切に評価し、その技術評価点と価格を総合的に評価して、落札者を決定する方式です。

この方式は、従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、業務品質の確保及び向上、企業間における技術力競争の促進、談合の防止等の効果が期待できます。

（２）総合評価落札方式の適用対象業務

本市において、総合評価落札方式の適用対象となる業務は、業務の特性（規模、技術的な工夫の余地等）に応じて選定します。

なお、地方自治法施行令が最低制限価格を設定する業務での総合評価落札方式の適用を認めていないため、総合評価落札方式を適用する業務については、調査基準価格を設定します。

これは、総合評価落札方式が適切に機能するためには、低入札価格調査によりダンピング受注を排除する必要があるためです。

（３）落札者の決定方法

総合評価落札方式においては、あらかじめ設定した評価基準に基づき、履行能力等についての技術資料の内容を評価し、その点数（技術評価点）を入札金額から算出された点数（価格評価点）と合計し、当該合計点の数値（評価値）の最も高い入札参加者を落札者とします。（加算方式）

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配点} \times (\text{最低入札金額} / \text{入札金額})$$

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (\text{技術評価の加算点の合計} / \text{技術評価の配点の合計})$$

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

※価格評価点の配点は、特別簡易型で60点、簡易型で30点とします。

※最低入札金額とは、入札のあった者のうち、最も低い入札金額をいいます。

※評価値は、小数点以下第4位を切捨てとします。

※技術資料未提出又は技術評価点が0点の場合、入札への参加を認めないものとします。

2 総合評価落札方式のタイプ

本市においては、業務の内容等を考慮して、特別簡易型と簡易型のいずれかを実施します。

（１）特別簡易型（市区町村向け簡易型）

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な履行を行う能力を求める場合に適用します。

特別簡易型では、業務の実施方針及び手法の評価を要件とせず、企業の評価及び技術者の評価に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

（２）簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい業務を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な履行を行う能力を求める場合に適用します。

簡易型では、業務の実施方針及び手法、企業の評価及び技術者の評価に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

3 各タイプにおける評価項目

総合評価落札方式の評価項目については、以下の表のとおり、各タイプによって基本的な項目を定めています。

評価分類	評価項目	タイプ	
		特別簡易型	簡易型
業務の実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	×	●
	業務の実施方針	×	●
企業の評価	設計業務実績	●	●
	地域精通度	●	●
技術者の評価	専門分野の技術者資格	●	●
	設計業務の実績と携わった立場	●	●
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	●	●

4 基本となる配点及び評価方法

本市における簡易型と特別簡易型の評価項目（業務の実施方針及び手法、企業の評価等）の基本となる配点及び評価方法については、以下の表のとおりです。

ただし、これらの配点及び評価方法は、基本となるモデルを示すものであり、業務の内容及び性質等を総合的に考慮し、個々の業務の特性に応じた落札者決定基準を総合評価審査庁内委員会の審議及び学識経験者の意見聴取を経て決定します。

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	加算点			
業務の実 施方針及 び手法	業務の理解度 及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価します。	12点	30点		
	業務の 実施方針	業務への取組体制、チームの特徴、特に重視する業務上の配慮事項等についての確性、独創性、実現性等を総合的に評価します。	18点			
企業の 評価	設計業務実績	過去 1 5 年間（平成 2 1 年度以降）の間に完了した企業の基本設計業務又は実施設計業務実績			4点	8点
		・新築又は増改築工事に係る設計業務の場合				
		評価基準		配点		
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「同種施設」		4 点		
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「類似施設」		4 点		
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」		3. 2 点		
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」		3. 2 点		
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」		2. 4 点		
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」		2. 4 点		
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 未満の「同種施設」		1. 6 点		
		新築部分の延べ面積〇〇〇m2 未満の「類似施設」		1. 6 点		
		その他の建築物		0. 8 点		
		いずれにも該当しない。		0 点		

		・改修工事に係る設計業務の場合 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>4 点</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>4 点</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>3. 2 点</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>3. 2 点</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>2. 4 点</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>2. 4 点</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1. 6 点</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1. 6 点</td></tr><tr><td>その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0. 8 点</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0 点</td></tr></table> ※「延べ面積」、「同種施設」及び「類似施設」等の定義については、業務の内容に応じて個別案件ごとに入札公告等で定めるものとします。	評価基準	配点	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	4 点	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	4 点	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	3. 2 点	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	3. 2 点	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	2. 4 点	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	2. 4 点	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1. 6 点	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1. 6 点	その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0. 8 点	いずれにも該当しない。	0 点		
評価基準	配点																									
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	4 点																									
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	4 点																									
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	3. 2 点																									
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	3. 2 点																									
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	2. 4 点																									
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	2. 4 点																									
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1. 6 点																									
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1. 6 点																									
その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0. 8 点																									
いずれにも該当しない。	0 点																									
地域精通度	本市入札参加有資格者としての登録状況 ・堺市建設工事等入札参加資格登録において、「市内業者」として登録がある。（設計共同体の場合、「市内業者」を構成員に含んでいる場合を含む。） (4 点) ・堺市建設工事等入札参加資格登録において、「準市内業者」として登録がある。（設計共同体の場合、「準市内業者」を構成員に含んでいる場合を含む。） (2 点) ・いずれにも該当しない。 (0 点)	4 点																								

技術者の 評価	専門分野の 技術者資格	主任技術者における専門分野の技術者資格の内容を分担業務分野ごとに 評価			5点	12点
		分担業務 分野	評価する技術者資格	配点		
		意匠	CPD の取得実績のある一級建築士	1点		
			一級建築士	0. 8点		
			二級建築士	0. 4点		
			いずれにも該当しない。	0点		
		構造	CPD の取得実績のある構造設計一級建築士	1点		
			構造設計一級建築士	0. 8点		
			一級建築士	0. 6点		
			二級建築士	0. 2点		
			いずれにも該当しない。	0点		
		積算	CPD の取得実績のある建築コスト管理士又は建築積算士	1点		
			建築コスト管理士又は建築積算士	0. 8点		
			建築積算士補	0. 6点		
			いずれにも該当しない。	0点		
		電気	CPD の取得実績のある設備設計一級建築士	1点		
			設備設計一級建築士	0. 8点		
			一級建築士、建築設備士又は技術士(電気電子部門)	0. 6点		
			一級電気工事施工管理技士	0. 4点		
			二級電気工事施工管理技士	0. 2点		
			いずれにも該当しない。	0点		
		機械	CPD の取得実績のある設備設計一級建築士	1点		
			設備設計一級建築士	0. 8点		
			一級建築士、建築設備士又は技術士(衛生工学部門・機械部門)	0. 6点		
			一級管工事施工管理技士	0. 4点		
			二級管工事施工管理技士	0. 2点		
			いずれにも該当しない。	0点		
※「CPDの取得実績」に係る詳細内容については、業務の内容に応じて個別案件ごとに入札公告等で定めるものとします。						
※一人が複数の分野を兼務する場合、当該担当業務中で評価が最も低い1つの分野についてのみ加算点を付与するものとする。						

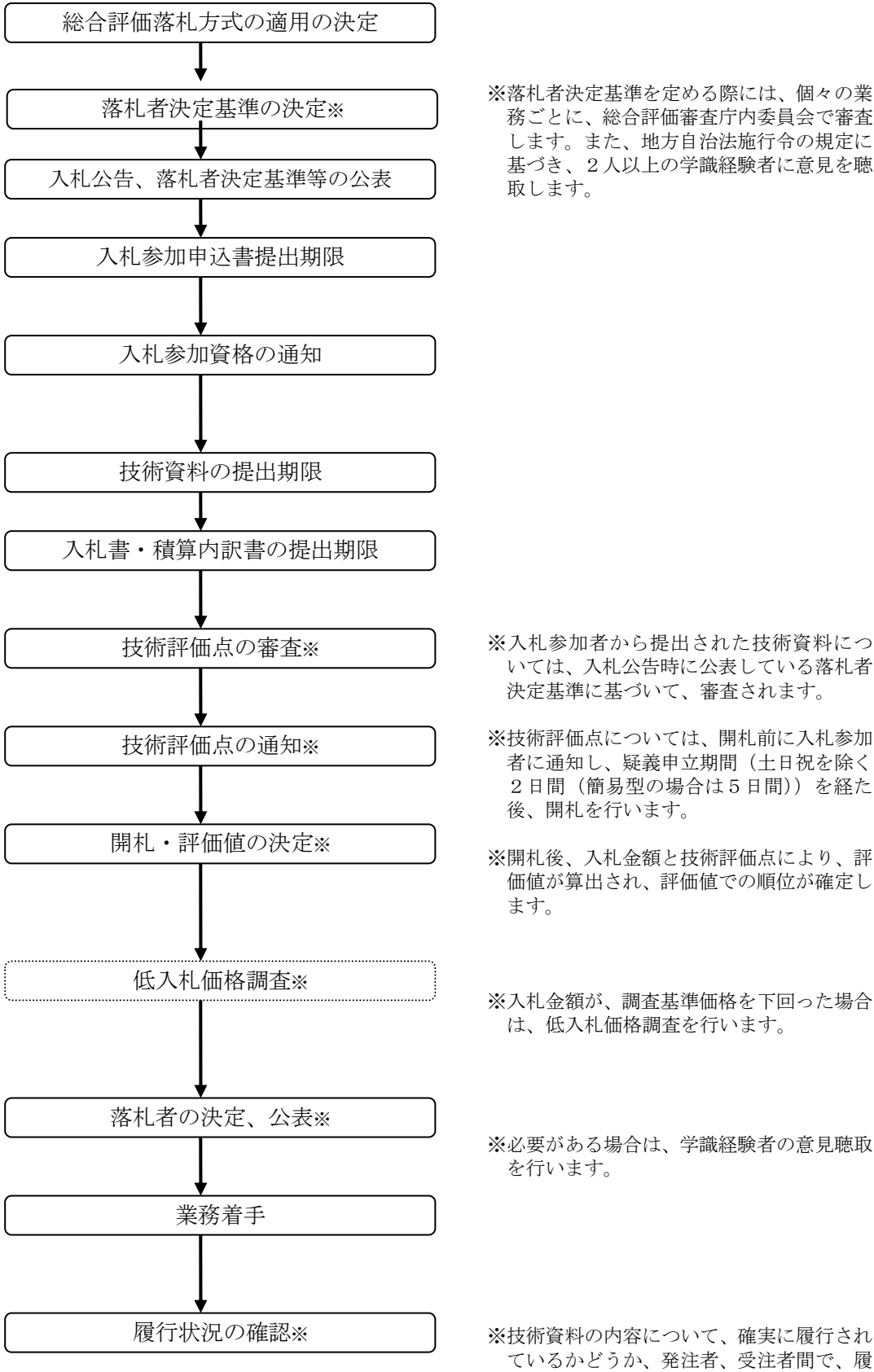
設計業務の実績と携わった立場	各技術者の技術力を過去１５年間（平成２１年度以降）の間に完了した基本設計業務又は実施設計業務の実績と携わった立場から評価	7点																																										
	【総括責任者】（配点２点×①×②）点 ① 業務実績（２件申請する場合は、該当する乗率を合算し、平均を算出するものとします。） ・新築又は増改築工事に係る設計業務の場合 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点に対する乗率</th></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「同種施設」</td><td>1.0</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「類似施設」</td><td>1.0</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」</td><td>0.8</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」</td><td>0.8</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」</td><td>0.6</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」</td><td>0.6</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」</td><td>0.4</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」</td><td>0.4</td></tr><tr><td>その他の建築物</td><td>0.2</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0.0</td></tr></table> ・改修工事に係る設計業務の場合 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点に対する乗率</th></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1.0</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1.0</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.8</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.8</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.6</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.6</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.4</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.4</td></tr><tr><td>その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.2</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0.0</td></tr></table>		評価基準	配点に対する乗率	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「同種施設」	1.0	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「類似施設」	1.0	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」	0.8	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」	0.8	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」	0.6	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」	0.6	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」	0.4	新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」	0.4	その他の建築物	0.2	いずれにも該当しない。	0.0	評価基準	配点に対する乗率	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4	その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.2
評価基準	配点に対する乗率																																											
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「同種施設」	1.0																																											
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上の「類似施設」	1.0																																											
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」	0.8																																											
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」	0.8																																											
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」	0.6																																											
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」	0.6																																											
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「同種施設」	0.4																																											
新築部分の延べ面積〇〇〇m2 以上〇〇〇m2 未満の「類似施設」	0.4																																											
その他の建築物	0.2																																											
いずれにも該当しない。	0.0																																											
評価基準	配点に対する乗率																																											
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0																																											
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0																																											
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8																																											
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8																																											
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6																																											
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6																																											
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4																																											
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4																																											
その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.2																																											
いずれにも該当しない。	0.0																																											

	② 携わった立場 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点に対する乗率</th></tr><tr><td>総括責任者（２件以上）</td><td>1.0</td></tr><tr><td>総括責任者（１件）又は主任技術者（２件以上）</td><td>0.8</td></tr><tr><td>主任技術者（１件）</td><td>0.6</td></tr><tr><td>その他の技術者（２件以上）</td><td>0.4</td></tr><tr><td>その他の技術者（１件）</td><td>0.2</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0.0</td></tr></table> 【主任技術者（意匠、構造、積算、電気、機械）】 （配点各１点×①×②）点 ① 業務実績（２件申請する場合は、該当する乗率を合算し、平均を算出するものとします。） ・新築又は増改築工事に係る設計業務の場合 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点に対する乗率</th></tr><tr><td>新築部分の延べ面積○○○m2 以上の「同種施設」</td><td>1.0</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積○○○m2 以上の「類似施設」</td><td>1.0</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「同種施設」</td><td>0.8</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「類似施設」</td><td>0.8</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「同種施設」</td><td>0.6</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「類似施設」</td><td>0.6</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「同種施設」</td><td>0.4</td></tr><tr><td>新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「類似施設」</td><td>0.4</td></tr><tr><td>その他の建築物</td><td>0.2</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0.0</td></tr></table>	評価基準	配点に対する乗率	総括責任者（２件以上）	1.0	総括責任者（１件）又は主任技術者（２件以上）	0.8	主任技術者（１件）	0.6	その他の技術者（２件以上）	0.4	その他の技術者（１件）	0.2	いずれにも該当しない。	0.0	評価基準	配点に対する乗率	新築部分の延べ面積○○○m2 以上の「同種施設」	1.0	新築部分の延べ面積○○○m2 以上の「類似施設」	1.0	新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「同種施設」	0.8	新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「類似施設」	0.8	新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「同種施設」	0.6	新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「類似施設」	0.6	新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「同種施設」	0.4	新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「類似施設」	0.4	その他の建築物	0.2	いずれにも該当しない。	0.0		
評価基準	配点に対する乗率																																						
総括責任者（２件以上）	1.0																																						
総括責任者（１件）又は主任技術者（２件以上）	0.8																																						
主任技術者（１件）	0.6																																						
その他の技術者（２件以上）	0.4																																						
その他の技術者（１件）	0.2																																						
いずれにも該当しない。	0.0																																						
評価基準	配点に対する乗率																																						
新築部分の延べ面積○○○m2 以上の「同種施設」	1.0																																						
新築部分の延べ面積○○○m2 以上の「類似施設」	1.0																																						
新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「同種施設」	0.8																																						
新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「類似施設」	0.8																																						
新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「同種施設」	0.6																																						
新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「類似施設」	0.6																																						
新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「同種施設」	0.4																																						
新築部分の延べ面積○○○m2 以上○○○m2 未満の「類似施設」	0.4																																						
その他の建築物	0.2																																						
いずれにも該当しない。	0.0																																						

		・改修工事に係る設計業務の場合 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点に対する乗率</th></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1.0</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>1.0</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.8</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.8</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.6</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.6</td></tr><tr><td>「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.4</td></tr><tr><td>「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.4</td></tr><tr><td>その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務</td><td>0.2</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0.0</td></tr></table> ② 携わった立場 <table><tr><th>評価基準</th><th>配点に対する乗率</th></tr><tr><td>総括責任者（1件）又は主任技術者（2件以上）</td><td>1.0</td></tr><tr><td>主任技術者（1件）</td><td>0.8</td></tr><tr><td>その他の技術者（2件以上）</td><td>0.6</td></tr><tr><td>その他の技術者（1件）</td><td>0.4</td></tr><tr><td>いずれにも該当しない。</td><td>0.0</td></tr></table> ※「延べ面積」、「同種施設」及び「類似施設」等の定義については、業務の内容に応じて個別案件ごとに入札公告等で定めるものとします。 ※各技術者につき、実績2件まで申請可能です。ただし、携わった立場が同一である場合に限り、申請できるものとします。 ※一人が複数の分野を兼務する場合、当該担当業務中で評価が最も低い1つの分野についてのみ加算点を付与するものとする。	評価基準	配点に対する乗率	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6	「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4	「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4	その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.2	いずれにも該当しない。	0.0	評価基準	配点に対する乗率	総括責任者（1件）又は主任技術者（2件以上）	1.0	主任技術者（1件）	0.8	その他の技術者（2件以上）	0.6	その他の技術者（1件）	0.4	いずれにも該当しない。	0.0		
評価基準	配点に対する乗率																																					
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0																																					
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	1.0																																					
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8																																					
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.8																																					
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6																																					
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.6																																					
「同種施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4																																					
「類似施設」の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.4																																					
その他の建築物の工事のうち、〇〇〇を含む業務	0.2																																					
いずれにも該当しない。	0.0																																					
評価基準	配点に対する乗率																																					
総括責任者（1件）又は主任技術者（2件以上）	1.0																																					
主任技術者（1件）	0.8																																					
その他の技術者（2件以上）	0.6																																					
その他の技術者（1件）	0.4																																					
いずれにも該当しない。	0.0																																					
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用業務における履行義務違反 ・履行義務違反がない。 （0点） ・履行義務違反がある。 （-15点） -15点																																				

5 実施スケジュール

本市における総合評価落札方式の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



6 情報公開

（１）入札前

技術評価の評価基準等について、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

ア 総合評価落札方式の適用の旨

イ 落札者の決定方法

ウ 総合評価の方法

・評価値の算定方法

・技術評価点の配点

・評価項目及び評価基準

エ 技術資料の提出

・提出書類

・提出期限

オ 技術資料に係る失格要件

カ 技術資料に関するヒアリング

キ 開札予定日時及び場所

ク 総合評価の結果の公表

ケ 評価内容の担保

コ 評価結果に対する説明

（２）落札者決定後

落札者を決定した場合は、契約課の窓口で以下の事項を速やかに公表するとともに、堺市入札情報公開システムに掲載します。

ア 落札者名

イ 各入札参加者の技術評価点

ウ 各入札参加者の入札金額

エ 各入札参加者の評価値

7 その他の基本的事項

（１）中立かつ公正な審査・評価の確保

ア 総合評価審査庁内委員会の審査

総合評価落札方式の実施に当たり、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価審査庁内委員会を設置し、対象業務ごとに審査を行います。

イ 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第１６７条の１０の２第４項及び第５項並びに地方自治法施行規則第１２条の４の規定により、以下の手続を行う際には、２人以上の学識経験者からの意見を聴取します。

・落札者決定基準を定めようとするとき

・落札者を決定しようとするとき ※

※落札者決定基準を定めようとするときの意見聴取において、落札者を決定しようとするときにも改めて意見聴取を行う必要があるとの意見が学識経験者から述べられた場合

本市では、中立・公正な立場から判断することができる者として、行政職員（国土交通省近畿地方整備局の職員）及び大学教授等を対象に、総合評価審査庁内委員会において学識経験者を選任し、個々の業務ごとに、その選任された者のうち、２人以上から意見を聴取します。

（２）説明要求等の対応

技術評価点に係る説明要求等については、評価結果の通知の日の翌日から起算して、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く２日以内（簡易型の場合は５日以内）に、原則として書面により業務担当課において受け付け、適切な説明を行います。

（３）評価内容の担保

受注者は、加算点が付与された評価内容について責任を持って確実に履行しなければなりません。履行状況については、履行中及び履行完了時に受発注者間で確認します。

なお、次のア及びイの評価項目について、契約締結後、入札時の評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合は、原則として工事成績評定点から減ずることとします。

また、当該不履行が受注者の責による場合には、履行義務違反の認定日（原則として工事検査確認日）から以後２年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点から減点を行います。

さらに、評価された内容に対する履行状況が、悪質と認められる場合は、入札参加停止等の措置を講じます。

ア 「業務の実施方針及び手法」（簡易型のみ）に係る評価項目

技術資料の「業務の実施方針及び手法」に記載し、加算点が付与された評価内容を履行しなかった場合

イ 「技術者の評価」に係る評価項目（「専門分野の技術者資格」、「設計業務の実績と携わった立場」）

技術者の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

【参考】

地方自治法施行令＜抜粋＞

（総合評価落札方式）

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（低入札価格調査制度による総合評価落札方式）

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（落札者決定基準）

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

（落札者決定基準を定めようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

（落札者を決定しようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（総合評価一般競争入札における公告）

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

地方自治法施行規則＜抜粋＞

（意見聴取に必要となる学識経験者数）

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

審議案件 第4号

契約方法	随意契約
業 種	建築工事
件 名	大豆塚町一丁特定空家等除却ほか工事
工事場所	堺市北区大豆塚町1丁100番地
概 要	建築物除却 戸建木造住宅 2階建 延べ床面積 111.6㎡
工事担当課	建築防災推進課
随意契約理由 (根拠法令)	緊急を要するため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) 【随意契約を必要とする理由】 本建築物は、北区大豆塚町1丁にある管理されず長期間放置された空き家であり、瓦が落下、屋根及び壁が損壊しており、老朽化が激しいことから、今後保安上著しく危険となる可能性があるため、令和元年10月、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に基づく特定空家等に位置付けた。当該特定空家等は2車線道路に面しており、通行車両及び通行人が多く、屋根の崩落や建築物の倒壊が発生すると甚大な被害が生じる可能性が高いと判断されるため、所有者調査を行い、判明した相続人56名に対し除却その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を行うことを求めてきたが、相続人が自ら措置を行う見込みはなく、また、相続放棄が相次いでいること、相続人への聞き取りにおいて新たに相続人がいる可能性が判明していることから、所有者の確知ができない状況にある。一方、建築物の破損の進行が速く、建築物が自立できなくなり倒壊する可能性が高いことから、当該特定空家等は保安上著しく危険な状態にあると判断される。よって、「特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるとき」に該当し、所有者が確知できないことから、法第22条第10項に規定する略式代執行を行う必要があるため、事前手続きとしての公告を行ったところである。これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく、緊急を要するため競争入札に付す時間的余裕がない場合に該当する。 【随意契約の相手方を選定した理由】 災害の発生等により、緊急を要する場合であり、早急な対応が可能な北区の建築一式工事登録の業者であること、建築の知識を有していること、令和2年に当該地で緊急避難対応を行ったことから、有限会社エー・エル・シータカハシを選定したもの
契約の相手方	有限会社エー・エル・シータカハシ
契 約 日	令和6年6月3日
工 期	令和6年4月12日から令和6年6月10日まで
契 約 金 額	4,497,900 円 (税込み) 4,089,000 円 (税抜き)
予 定 価 格	4,522,100 円 (税込み) 4,111,000 円 (税抜き)
請 負 率	99.46%
備 考	本工事は代執行に伴う緊急工事であることから、契約締結前に工事に着手したものである。

特定空家等を代執行により除却します

堺市では、このまま放置すれば建物が倒壊し、地域住民や道路の通行人等に危害を及ぼすおそれが高い状態である特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）第 22 条第 10 項の規定に基づき、以下のとおり、本市が代執行により除却を行います。

1 対象となる特定空家等

所 在：堺市北区大豆塚町 1 丁 100 番
用 途：戸建住宅
構 造：木造 2 階建
規 模：延べ面積 約 120 m²
建築年：不明
所有者：本市の調査をもっても確知することができない状態

2 特定空家等の状況

屋根及び外壁の一部が崩落し、柱等の腐朽などが進んでいる。そのまま放置すれば建物の倒壊等により地域住民や前面道路の通行車両などに危害を及ぼすおそれが高い状態である。

3 堺市の対応

平成 30 年 9 月 通報により現地確認（屋根・外壁の一部損壊）、所有者調査を開始
以降、定期的に経過観察を実施
令和元年 10 月 空家特措法第 2 条第 2 項の特定空家等に位置付ける
令和 2 年 8 月 緊急対応として、道路の通行安全確保を目的に、道路に面する瓦の一部を撤去
令和 6 年 4 月 現地確認 状況悪化（屋根の崩落）
令和 6 年 4 月 12 日 空家特措法第 22 条第 10 項に基づく公告
※建物所有者の存在について継続的に調査を行うも確知できず

4 代執行の内容

当該特定空家等の除却（ただし基礎の部分等を除く）

5 代執行の理由

当該特定空家等については、老朽による損壊が急速に進行し著しく危険な状態にあり、建物が倒壊し地域住民等に危害を及ぼすおそれが高い状態である。また、登記簿上の所有者は死亡しており、本市の調査をもっても相続人を確知することができない状態である。このことから、所有者による除却の合意形成が非常に困難で、自主的な解決が見込めないと判断し、本市が代執行により除却するものである。

6 実施期間

令和 6 年 5 月 7 日（火）～同年 5 月末

（ただし、進捗状況や天候等の理由により、変更することがある。）

【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第二条

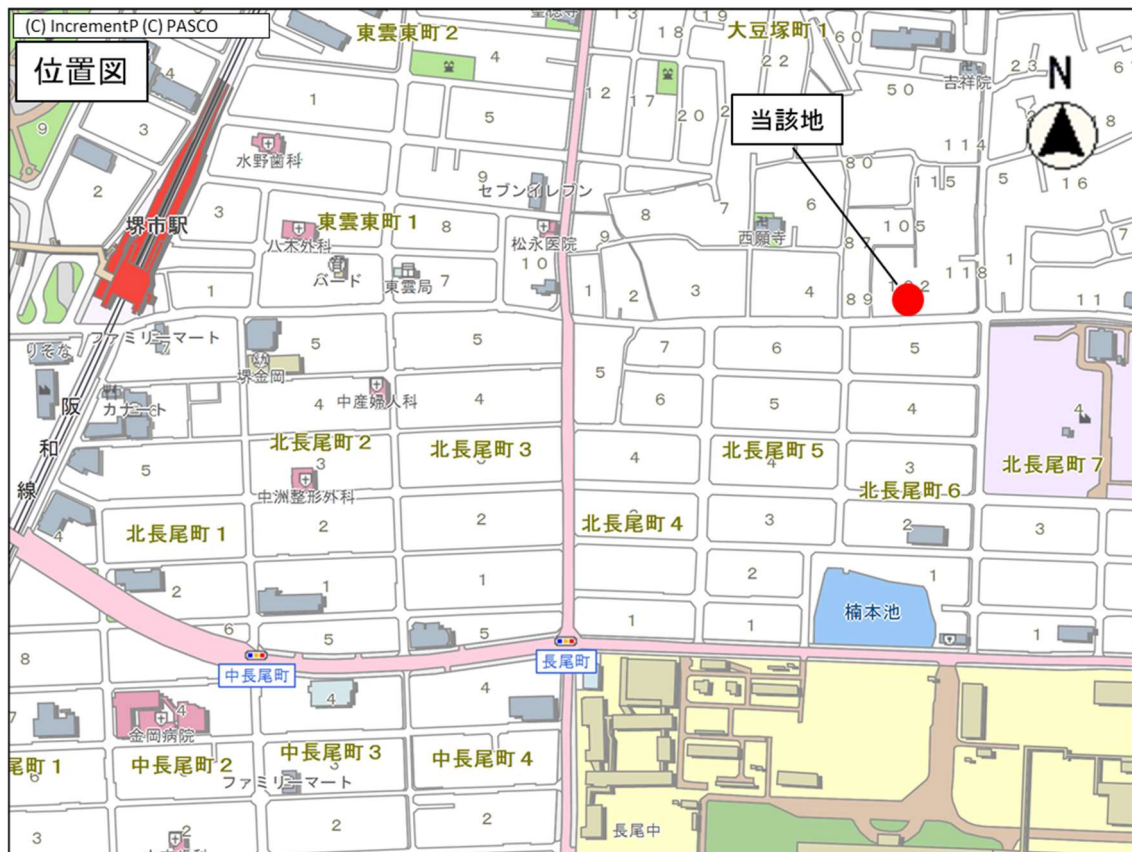
2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第二十二條

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。
この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建築都市局 開発調整部 建築防災推進課 電 話：072-228-7482 ファックス：072-228-7854
----------------------------	---

○位置図



○対象特定空家等の外観

2024.4.30

